

令和２年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（宮城県分）等の結果について

1 令和２年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（宮城県分）の結果について

(1) 調査の趣旨（調査主体：文部科学省）

暴力行為やいじめ及び不登校等の諸課題について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における取組の一層の充実に資するとともに、実態把握により、問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていく。

(2) 調査対象期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで

(3) 調査対象（令和２年５月１日現在）

国公立小・中学校・高等学校・特別支援学校，義務教育学校，中等教育学校在籍児童生徒（仙台市を含む）

- ・小学校数 382 校 （児童数 114,293 人）
- ・中学校数 210 校 （生徒数 58,985 人）
- ・高等学校 107 校 （生徒数 62,059 人）
- ・特別支援学校 28 校 （児童生徒数 2,658 人）

(4) 調査結果

別冊１のとおり

2 令和２年度における宮城県長期欠席状況調査（公立小中学校）の結果について

(1) 調査の趣旨（調査主体：宮城県教育委員会）

県内児童生徒の不登校等の長期欠席状況を調査・分析することにより、不登校支援に向けた実効性のある施策の立案につなげていく。

(2) 調査対象期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで

(3) 調査対象（令和２年５月１日現在）

○児童生徒調査

県内公立小中学校長期欠席児童生徒（仙台市を除く）

- ・小学校 1,012 人
- ・中学校 1,759 人

○学校調査

県内全公立小中学校（仙台市を除く）

- ・小学校 250 校
- ・中学校 134 校

(4) 調査結果

別冊２のとおり

令和２年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 （宮城県分）の結果について

◇文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果による
〔令和３年１０月１３日公表〕

１ 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくものとする。

２ 調査対象期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで

３ 調査対象（令和２年５月１日現在）

- 国公立小・中学校・高等学校・特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校在籍児童生徒（仙台市を含む）
 - ・ 小学校数 382校（児童数 114,293人） ※学校数は休校も含む
 - ・ 中学校数 210校（生徒数 58,985人）
 - ・ 高等学校 107校（生徒数 62,059人）
 - ・ 特別支援学校 28校（児童生徒数 2,658人） ※いじめのみ

４ 調査結果の概要

（１） 暴力行為

- 小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は2,001件（全国66,201件）であり、児童生徒1,000人当たりの発生件数は8.5件（全国5.1件）である。
- 小・中・高等学校については、発生件数が減少している。
- 形態別では、小・中学校においては、対教師暴力、器物損壊が増加、生徒間暴力、対人暴力は減少している。高等学校においては、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊が減少している。

① 発生件数

種別	校種	小学校			中学校			高等学校		
		R2	R1	前年度比較	R2	R1	前年度比較	R2	R1	前年度比較
発生件数(件)		1,236	1,277	-41	696	827	-131	69	123	-54
1,000人当たりの発生件数		10.8	11.0	-0.2	11.8	14.0	-2.2	1.1	2.0	-0.9

② 形態別発生状況

種別	小学校			中学校			高等学校		
	R2	R1	前年度比較	R2	R1	前年度比較	R2	R1	前年度比較
対教師暴力(件)	291	240	+51	87	43	+44	5	5	0
生徒間暴力(件)	823	916	-93	408	580	-172	37	67	-30
対人暴力(件)	0	4	-4	8	13	-5	4	6	-2
器物損壊(件)	122	117	+5	193	191	+2	23	45	-22
計	1,236	1,277	-41	696	827	-131	69	123	-54

③ 形態別1,000人当たりの発生件数

種別	小学校			中学校			高等学校		
	R2	R1	前年度比較	R2	R1	前年度比較	R2	R1	前年度比較
対教師暴力(件)	2.5	2.1	+0.4	1.5	0.7	+0.8	0.1	0.1	0
生徒間暴力(件)	7.2	7.9	-0.7	6.9	9.8	-2.9	0.6	1.1	-0.5
対人暴力(件)	0	0.03	-0.03	0.1	0.2	-0.1	0.1	0.1	0
器物損壊(件)	1.1	1.0	+0.1	3.3	3.2	+0.1	0.4	0.7	-0.3
計	10.8	11.0	-0.2	11.8	14.0	-2.2	1.1	2.0	-0.9

(2) いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめ認知件数は12,902件(全国517,163件)であり、前年度より3,942件減少している。また、児童生徒1,000人当たりの認知件数は54.2件(全国39.7件)である。
- 小・中・高等学校及び特別支援学校とも前年度より認知件数は減少した。

① いじめ認知件数

種別	小学校		
	R2	R1	前年度比較
認知件数(件)	10,949	13,928	-2,979

種別	中学校		
	R2	R1	前年度比較
認知件数(件)	1,774	2,577	-803

種別	高等学校		
	R2	R1	前年度比較
認知件数(件)	153	291	-138

種別	特別支援学校		
	R2	R1	前年度比較
認知件数(件)	26	48	-22

② いじめの解消率(小・中・高等学校及び特別支援学校)

	R2	R1	前年度比較
宮城県	80.6%	84.8%	-4.2
全国	77.4%	83.2%	-5.8

③ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

(小・中・高等学校及び特別支援学校)

	発生した学校数(校)	発生件数(件)	法第28条第1号に規定する発生件数(件)	法第28条第2号に規定する発生件数(件)	1,000人あたりの発生件数(件)
宮城県	19	19	3	17	0.08
全国	491	514	239	347	0.04

- (注) ・ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
- ・ 第1号「重大事態」とは、法第28号第1項第1号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」。第2号「重大事態」とは、同第2号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」。
 - ・ 1件の「重大事態」が、第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

(3) 小・中・高等学校の長期欠席（不登校等）

- 不登校出現率は、小学校 1.05%（全国 1.00%）、中学校 4.61%（全国 4.09%）であり、小学校は前年度より増加したものの、中学校では減少している。
- 高等学校では、不登校出現率は2.03%（全国 1.39%）であり、前年度より減少している。
- 小・中・高等学校とも、依然として全国と比べ高い状況である。

※ 不登校出現率：在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合

- (注) 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、従来、年度間に「欠席日数」30日以上の児童生徒について調査してきたが、令和2年度は「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。また、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

① 理由別長期欠席者数 〈小学校〉

(人)

区分	在籍児童数 ①	理由別長期欠席者数					長期欠席総数	うち不登校出現率 (%) ④÷①	不登校出現率前年度比 (%)	
		病気 ②	経済的理由 ③	不登校 ④	新型コロナウイルスの感染回避 ⑤	その他 ⑥				
R2	宮城県	114,293	233	1	1,204	396	230	2,064	1.05	+0.03
	全国	6,333,716	18,539	13	63,350	14,238	17,606	113,746	1.00	+0.17
R1	宮城県	115,784	477	1	1,185	—	153	1,816	1.02	+0.21
	全国	6,395,842	23,198	11	53,350	—	16,499	93,058	0.83	+0.13

〈中学校〉

(人)

区分	在籍生徒数 ①	理由別長期欠席者数					長期欠席総数	うち不登校出現率 (%) ④÷①	不登校出現率前年度比 (%)	
		病気 ②	経済的理由 ③	不登校 ④	新型コロナウイルスの感染回避 ⑤	その他 ⑥				
R2	宮城県	58,985	382	0	2,717	296	127	3,522	4.61	-0.49
	全国	3,244,958	25,888	20	132,777	6,667	8,649	174,001	4.09	+0.15
R1	宮城県	58,910	415	0	3,002	—	81	3,498	5.10	+0.23
	全国	3,248,093	25,779	19	127,922	—	9,016	162,736	3.94	+0.29

〈高等学校〉

(人)

区分	在籍生徒数 ①	理由別長期欠席者数						長期欠席総数	うち不登校出現率(%) ④÷①	不登校出現率前年度比(%)
		病気 ②	経済的理由 ③	不登校 ④	新型コロナウイルスの感染回避 ⑤	その他 ⑥				
R2	宮城県	57,449	373	3	1,164	214	134	1,888	2.03	-0.56
	全国	3,098,203	16,521	429	43,051	9,382	11,144	80,527	1.39	-0.19
R1	宮城県	59,125	—	—	1,531	—	—	—	2.59	-0.10
	全国	3,174,668	16,532	644	50,100	—	9,673	76,949	1.58	-0.05

② 不登校の内訳

(人)

区分	不登校児童生徒数	内訳										
		欠席日数90日未満		欠席日数90日以上		出席日数11日以上		出席日数1日～10日		出席日数0日		
		欠席日数	割合	欠席日数	割合	出席日数	割合	出席日数	割合	出席日数	割合	
宮城県	小学校	1,204	692	57.5%	512	42.5%	426	35.4%	56	4.6%	30	2.5%
	中学校	2,717	1,115	41.0%	1,602	59.0%	1,227	42.2%	294	13.8%	81	3.0%
	高等学校	1,164	959	82.4%	205	17.6%	144	12.4%	52	4.5%	9	0.7%
	合計	5,085	2,766	54.4%	2,319	45.6%	1,797	35.3%	402	7.9%	120	2.4%
全国	小学校	63,350	35,614	56.2%	27,736	43.8%	22,096	34.9%	3,545	5.6%	2,095	3.3%
	中学校	132,777	52,742	39.7%	80,035	60.3%	60,107	45.3%	13,762	10.4%	6,166	4.6%
	高等学校	43,051	34,596	80.4%	8,455	19.6%	6,470	15.0%	1,416	3.3%	569	1.3%
	合計	239,178	122,952	51.4%	116,226	48.6%	88,673	37.1%	18,723	7.8%	8,830	3.7%

(4) 高等学校の中途退学

○ 中途退学率は1.2% (全国1.1%) であり、前年度より減少している。

中途退学者数及び中途退学率

区分		R2	R1	前年度比較
宮城県	中途退学者(人)	714	940	-226
	中途退学率(%)	1.2	1.5	-0.3
全国	中途退学者(人)	34,965	42,882	-7,917
	中途退学率(%)	1.1	1.3	-0.2

5 県教委としての対応

暴力行為の発生件数やいじめの認知件数が減少しており、新型コロナウイルス感染症による生活や環境の変化が影響していることがうかがえる。不登校児童生徒数については、中学校・高等学校において前年度より減少した。特に、中学校においては、全国で不登校生徒数が増加している中、減少に転じた。

子供たちの不安や悩みを受け止め、一人ひとりに寄り添うことが何よりも大切であるという認識のもと、今回の調査結果を踏まえ、市町村教育委員会や関係部局、民間施設等と連携しながら、以下のような取組を一層推進する。

(1) 暴力行為

- ① 生徒指導支援事業における教員加配や警察・教員OB等の支援員の配置
- ② 宮城県警察によるスクールサポーター制度の活用促進
- ③ 学校警察連絡協議会連絡会における学校と警察の情報交換と連携の強化

(2) いじめ

- ① いじめ対応研修会の実施と県教委作成の「いじめ対応マニュアル」の活用促進
- ② 指導主事学校訪問における「いじめ問題等に係る話し合い」や校内研修の充実によるいじめの積極的な認知と早期の組織的な対応及び「いじめ防止対策推進法」等に基づく適切な重大事態への対応の徹底
- ③ 各教育事務所及び義務教育課にスクールロイヤーを配置し、いじめ予防教室や法的相談の実施
- ④ 児童生徒によるビデオ動画作品の制作を通し、いじめ防止の取組や主体的に魅力的な学校づくりに取り組もうとする意識を醸成

(3) 不登校

- ① 新規不登校の抑制に向けた「行きたくなる学校づくり」の更なる推進
- ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるアセスメントの実施と個票活用による組織的・計画的な支援の充実
- ③ 教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の居場所を校内につくり、学習指導と自立支援を図る「不登校等児童生徒学び支援教室充実事業」の推進
- ④ 「みやぎ子どもの心のケアハウス」の機能強化による多様な教育機会の確保
- ⑤ 不登校児童生徒の社会的自立を支援する訪問指導員を配置し、アウトリーチによる相談、学習支援の実施
- ⑥ 多様な学びの教育機会の確保に向けたフリースクール等民間団体との連携強化
- ⑦ 高校入試において不登校生徒を多面的に捉え、選抜できる制度を導入

問題行動の未然防止，早期発見・早期対応 不登校児童生徒への適切な支援

心のケア・いじめ・不登校等対策支援チームの設置 （教育庁内関係全課室公所に相談窓口を設置）

心のケア・いじめ・不登校等対策プロジェクトチーム （義務教育課内に設置）

- 心のケア、いじめ、不登校等対策を総合的に企画・調整
- 相談窓口の運営、現場訪問に係る総合調整

児童生徒の心のサポート班 （東部教育事務所・大河原教育事務所内に設置）

- 心のケア、いじめ、不登校等に対する訪問指導及び来所相談
- 指導主事、心理職員、スクールソーシャルワーカーで班を構成

教育相談の充実 （小・中）

スクールカウンセラーの配置

- 全公立中学校に配置
- 全市町村に広域カウンセラーを配置し全公立小学校に対応
- 児童生徒等及び保護者からの相談対応
- カウンセリングに関する教員への助言等校内教育相談体制の充実
- 要請のあった学校への緊急派遣

教育事務所専門カウンセラーの配置

- 教育事務所管内の児童生徒や保護者及び教職員からの相談に対応（各教育事務所等に配置）

- 不登校児童生徒保護者対象相談会・懇談会での講話、教育相談の実施
- 緊急対応、心のケアを要する学校でのカウンセリングの実施

けやき支援員、けやきフレンドの派遣

- けやき教室等にけやき支援員を派遣
- けやき教室へのボランティアの派遣



いじめ対策・不登校支援 （小・中・特）

スクールソーシャルワーカー活用事業

- スクールソーシャルワーカーの配置 （市町村委託）
- スクールソーシャルワーカーSVの派遣
- 各教育事務所に在学青少年育成員を配置
- 推進校に心のケア支援員を配置
- 教育庁に心のサポートアドバイザーを配置
- みやぎ小・中学生いじめ防止動画コンクール
- みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラム

不登校支援ネットワーク事業

- 訪問指導員を配置し、訪問指導（相談及び学習支援）を実施
- 各教育事務所等に「地域ネットワークセンター」を設置

スクールロイヤー活用事業

- いじめ予防教室や法的相談の実施

行きたくなる学校づくりの推進 （小・中・高）

- みやぎ「行きたくなる学校づくり」推進事業
- みやぎ「行きたくなる学校づくり」研修会
- 教育活動充実支援事業

不登校等児童生徒学び支援教室充実事業 （小・中）

- 教室で過ごす困難を抱える児童生徒の居場所を校内につくり、学習指導と自立支援を行う。

みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業 （小・中）

- 不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた市町村が行う体制整備・機能強化を支援

高等学校スクールカウンセラー活用事業 （高）

- 県立高等学校にスクールカウンセラーを配置
- 県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置
- 生徒、保護者、教職員に対する計画的、継続的なカウンセリング及び支援
- 教育相談に関する教職員への助言・援助

ネット被害未然防止対策

- 講演会の開催とフィルタリング機能の普及促進、情報モラルの啓発
- ネットパトロールの実施

総合教育相談 児童生徒及び保護者等への教育相談

- 「不登校・発達支援相談室」で臨床心理士等が行う面談・電話による教育相談
- 24時間子供SOSダイヤル
- SNS等を活用した相談業務

特別支援学校外部専門家活用事業 （特）

- 特別支援学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

みやぎアドベンチャープログラム(MAP)事業

- 児童生徒の豊かな人間関係の構築に向けて指導者の養成や研修
- MAPの手法を取り入れた集団活動の実施

いじめ対策・不登校支援の強化 （高）

- いじめ問題対策連絡協議会の設置・開催
- いじめ防止対策調査委員会の設置・開催
- 学校警察連絡協議会の設置・開催
- 学校生活適応支援員、心のサポートアドバイザーの配置
- 問題が深刻化した場合の支援チーム派遣
- 学校間や関係機関との連携

各種研修の充実 （小・中・高・特）

- 生徒指導に係る研修会の実施



「どこのどこでも誰かにつながっている」 不登校の子どもへも誰かをつながっています

令和元年度は、県内で約4千人の小・中学生が不登校となるなど、近年、不登校の児童・生徒が全国的に増加しています。

このような状況を受け、平成28年12月には、いわゆる「教育機会確保法」が公布され、不登校の子どもがそれぞれの状況に応じた学びができるように、法律が定められています。

公教育の基本理念

- 不登校の子どもを含め、全ての子どもが安心して学べる学校環境の整備
- 不登校の子ども一人一人の状況に応じた支援
- 夜間中学などの設置の促進
- 国や地方公共団体とフリースクールなどの民間団体との密接な連携など



不登校の子どもへの支援の考え方

不登校は問題行動ではありません。不登校の理由はさまざまであり、誰もが不登校になる可能性があります。子どもの意思を尊重し、支援をすることが大切です。

学校に復帰することだけが目標ではありません。子ども一人一人の状況に応じて、将来を見通し、自ら進んで社会的な自立や、学校復帰に向かうよう支援することが大切です。

不登校の子どもへの状況に応じた多様な学びを確保する必要があります。

学校外の施設や自宅での学習など、子どもの状況に応じた学びの機会を用意することが大切です。

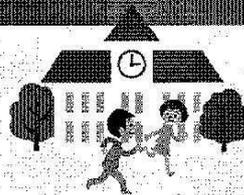
不登校は悪いことと思いません。社会全体で不登校に対する理解を深めていくことが大切です。

県が目指す「どこにいても誰かにつながっている」不登校支援

学校の中では

「魅力ある行きたくなる学校づくり」を進めています

- 全ての子どもにとって、「学校が楽しい」「授業がよく分かる」「友達と活動するのは楽しい」と感じることのできる、学校づくりに取り組んでいます。



「不登校等児童生徒学び支援教室」の設置を進めています

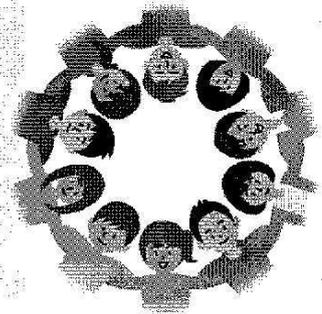
- 学校に行きづらさを感じたり、教室で過ごすことに難しさを感じたりしている子どもが、安心して勉強し、落ち着いて生活することができる部屋の整備を進めています。

学校の外では

学校外の居場所として市町村に「みやぎ子どもの心のケアハウス」

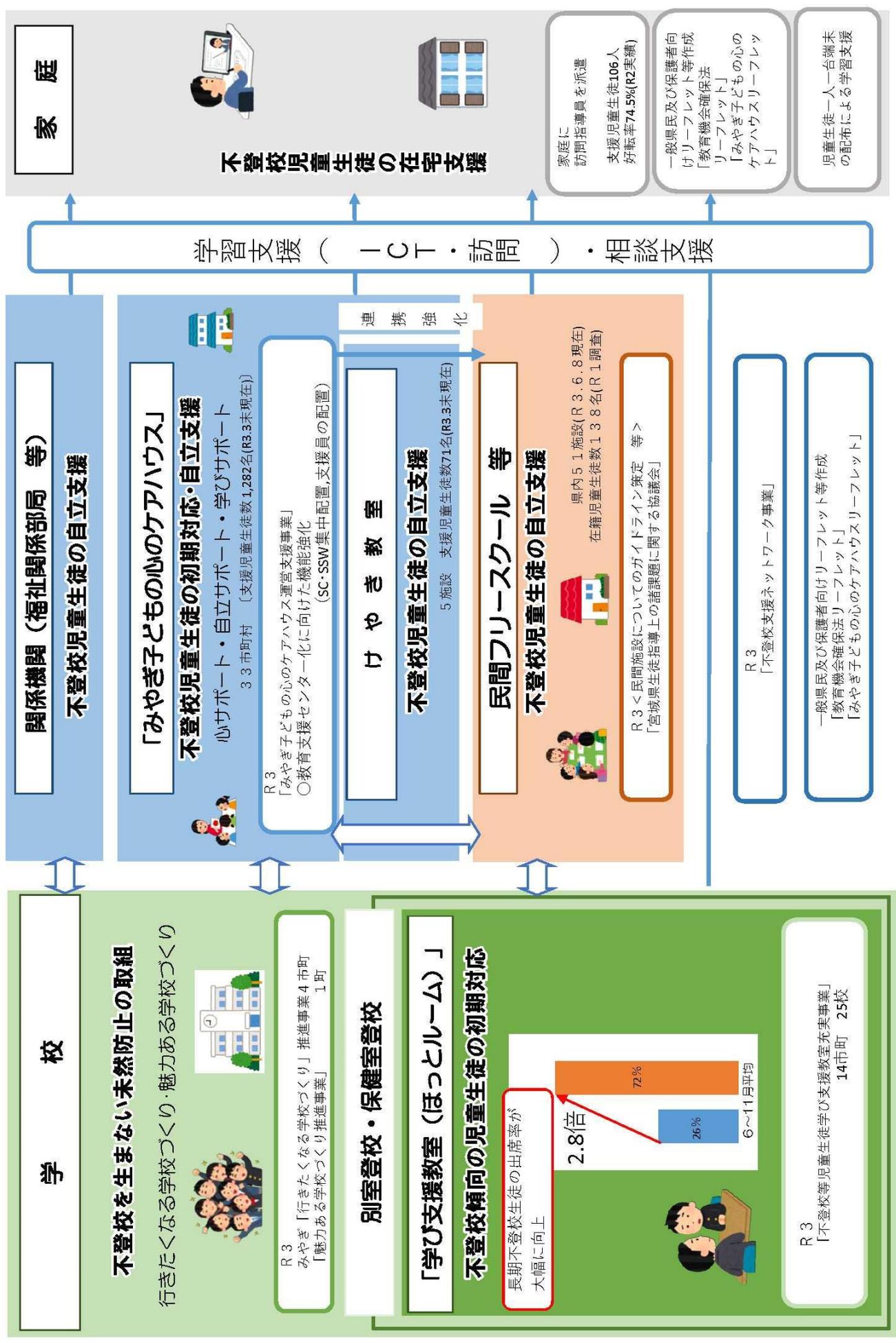
「けやき教室」が設置されています

- 一人一人の子どもの思いや願いを大切にしながら、通所や家庭訪問などを通じて、社会的自立や学校復帰に向けた支援、学習支援を行っています。お住まいの地域の「みやぎ子どもの心のケアハウス」や「けやき教室」に保護者の方も気軽に相談してください。
- フリースクールなどの民間団体との連携も進めています。



◎義務教育課 ☎022(211)3646 ✉gikyout@pref.miyagi.lg.jp

令和3年度不登校児童生徒支援全体像くどこにいても、誰かとながっている



令和2年度における宮城県長期欠席状況調査（公立小中学校）の結果について（速報）

1 調査の趣旨

令和2年度における児童生徒の長期欠席の状況等を調査・分析することにより、不登校支援に向けた実効性のある施策の立案につなげていくものとする。

2 調査対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 調査対象（令和2年5月1日現在）

(1) 児童生徒調査

- 県内公立小中学校長期欠席児童生徒（仙台市を除く） 2,771人
 - ・小学校 1,012人
 - ・中学校 1,759人

(2) 学校調査

- 県内全公立小中学校（仙台市を除く） 384校
 - ・小学校 250校
 - ・中学校 134校

4 回答方法

児童生徒調査、学校調査ともに質問紙法による学校の回答
 （児童生徒調査については、担任をしていた教師等の見立ての回答）

5 調査結果の概要

(1) 長期欠席の概要について（R2年度とR元年度比較）

- 長期欠席児童生徒数は、昨年度と比較して小学校で33人の増、中学校で31人の減である。
- 不登校は、小学校で18人の増、中学校で60人の減であり、中学校の減少が顕著である。
- そのうち90日以上欠席の不登校は、小学校で64人の増であり、中学校で72人の減である。

(2) 平成30年度から令和2年度における長期欠席児童生徒の状況について

区分 校種	長期欠席児童生徒（人）														
	病気		経済的 理由		不登校				新型コロナ ウイルスの 感染回避		その他		総計		
					30日以上 欠席	90日 以上 欠席	(内数) 出席10日 以下								
小 学 校	R2	145	14.3%	1	0.1%	694	68.6%	282	49	15	98	9.7%	74	7.3%	1,012
	R元	230	23.5%	1	0.1%	676	69.1%	218	45	17			72	7.4%	979
	H30	281	31.4%	0	0.0%	548	61.4%	191	25	8			64	7.2%	893
中 学 校	R2	191	10.9%	0	0.0%	1,502	85.4%	855	196	49	35	2.0%	31	1.8%	1,759
	R元	187	10.4%	0	0.0%	1,562	87.3%	927	195	59			41	2.3%	1,790
	H30	188	10.5%	0	0.0%	1,573	87.6%	923	161	42			34	1.9%	1,705
R2小中合計		336	12.1%	1	0.04%	2,196	79.2%	1,137	249	64	133	4.8%	105	3.8%	2,771
R元小中合計		417	15.1%	1	0.04%	2,238	80.8%	1,145	240	76			113	4.1%	2,769
H30小中合計		469	17.5%	0	0.00%	2,121	78.9%	1,114	186	50			98	3.6%	2,688

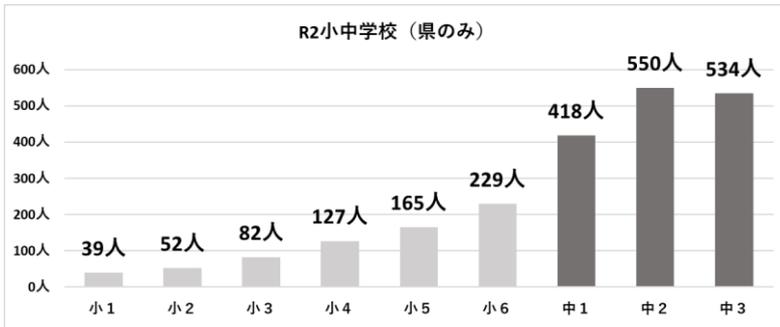
6 不登校児童生徒の状況について（児童生徒調査）

(1) 令和2年度における不登校児童生徒の状況について（学校が回答した不登校児童生徒の個々の状況）

① 不登校児童生徒の学年と不登校のきっかけと継続要因について

〈不登校児童生徒の学年〉

(単位：人)



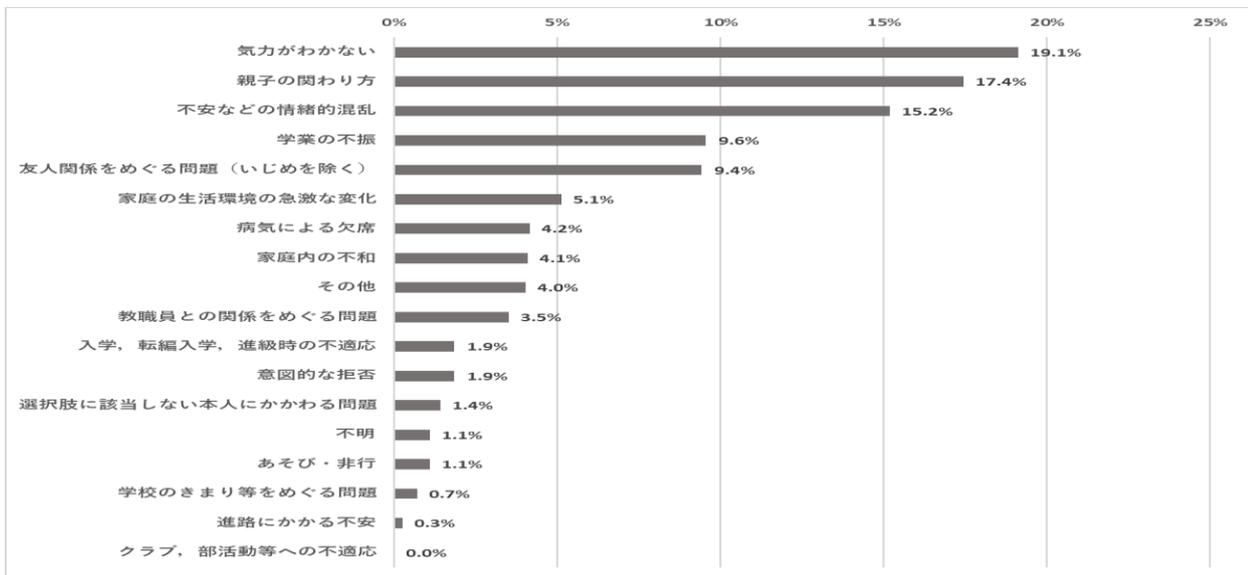
【不登校児童生徒の現状】

- 小学1年生から小学6年生まで、学年が上がるにつれて、不登校児童数が少しずつ増加している。
- 中学1年生で不登校生徒数が急激に増加し、中学3年生でやや減少している。

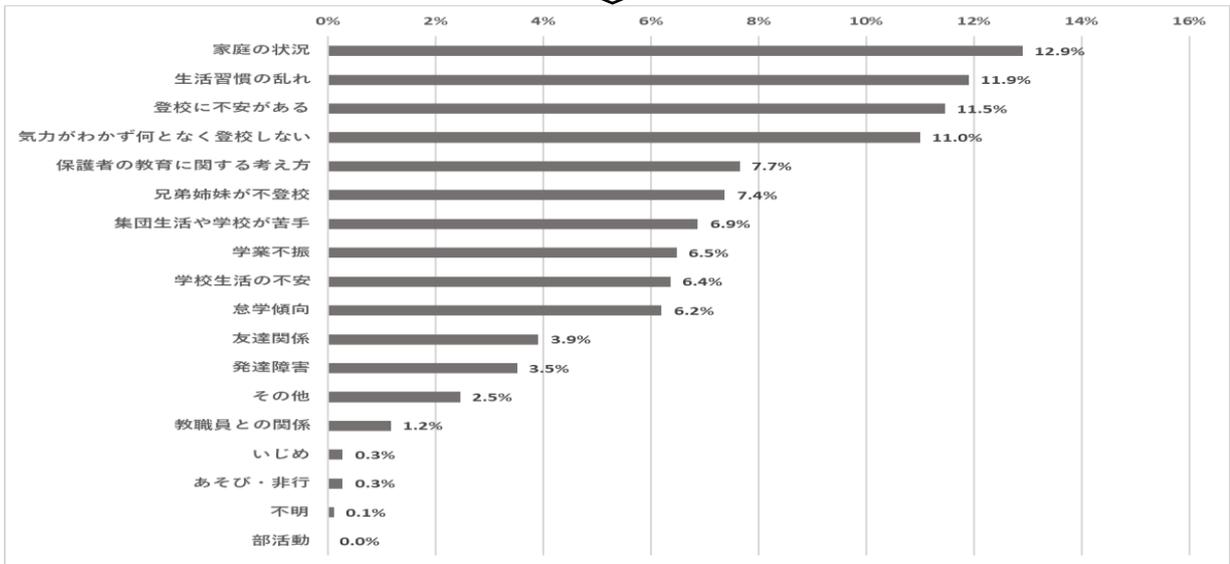
〈不登校のきっかけと継続要因〉

【小学校】

[きっかけ]※複数回答可

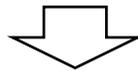
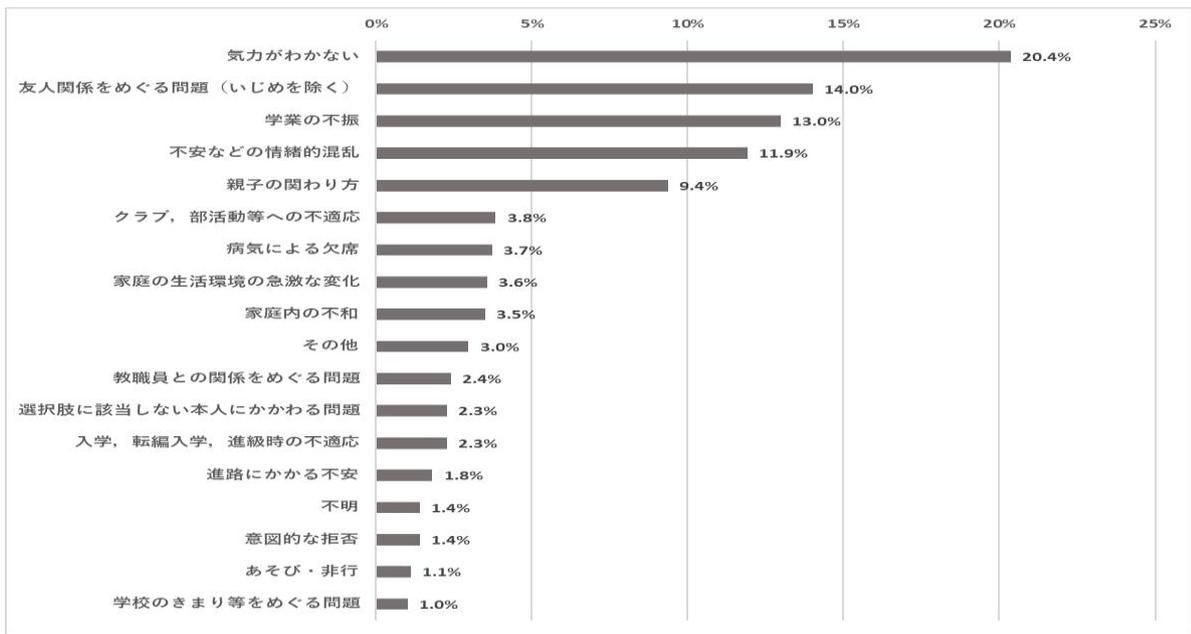


【継続要因】※3つまで選択可

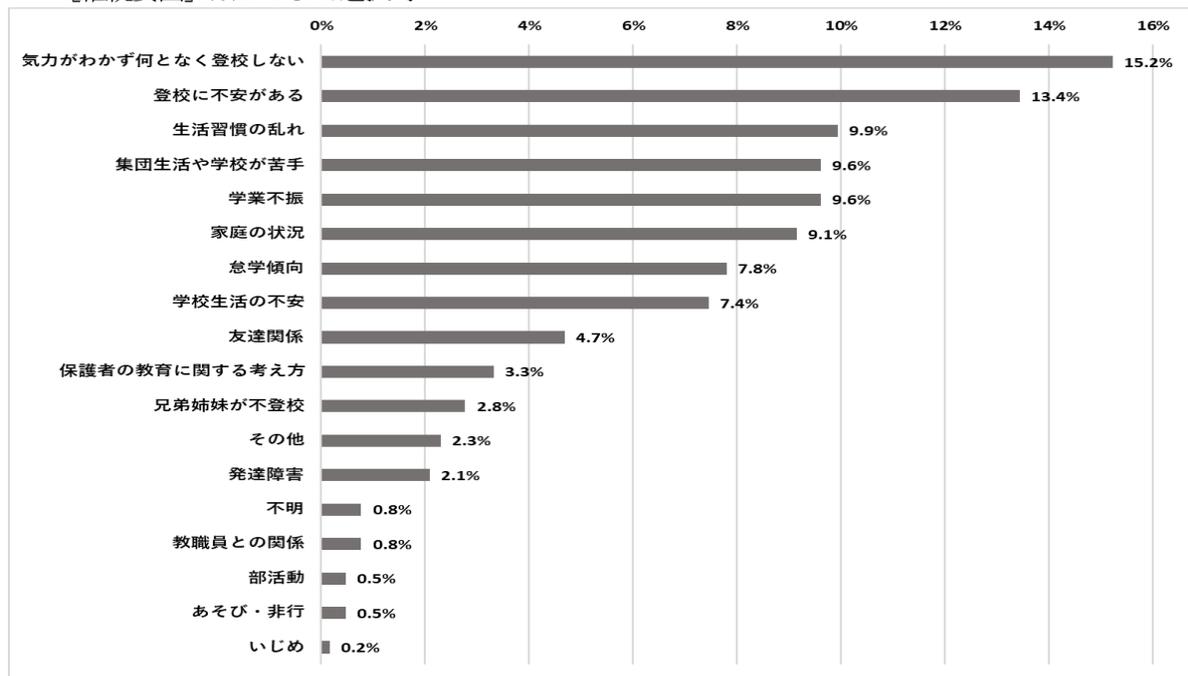


【中学校】

【きっかけ】 ※複数回答可



【継続要因】 ※3つまで選択可



【不登校のきっかけ】

- 小学校では「気がわからない」や「親子の関わり方」, 「不安などの情緒的混乱」が多い。
- 中学校では「気がわからない」や「友人関係をめぐる問題（いじめを除く）」, 「学業の不振」が多い。

【不登校の継続要因】

- 小学校では「家庭の状況」や「生活習慣の乱れ」, 「登校に不安がある」が多く, 主に家庭や本人に係る要因が多い。
- 中学校では「気がわからない」や「登校に不安がある」, 「生活習慣の乱れ」が多く, 本人に係る要因が多い。

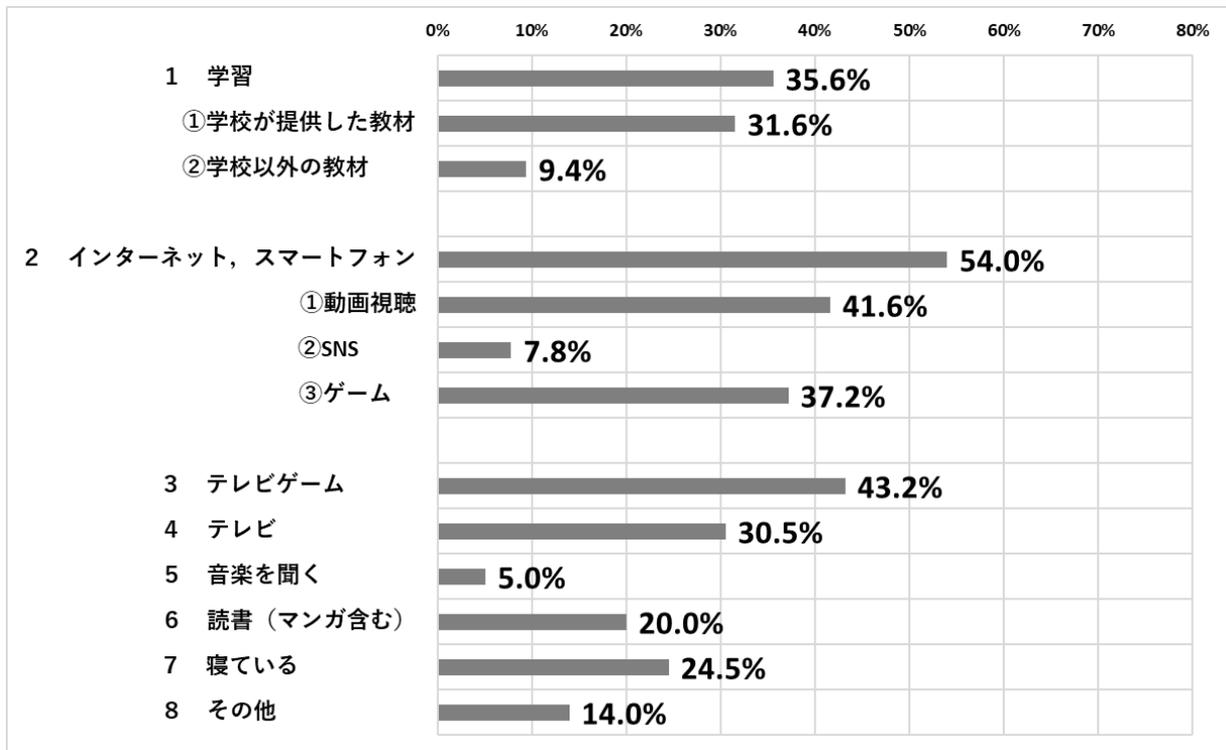
② 不登校になったきっかけに対する不登校が継続している要因について

	不登校のきっかけ	不登校が継続している要因（上位3項目、複数回答）		
小学校	1 気力がわかない	①気力がわかず何となく登校しない	②生活習慣の乱れ	③家庭の状況
	2 親子の関わり方	①家庭の状況	②生活習慣の乱れ	③保護者の教育に関する考え方
	3 不安などの情緒的混乱	①登校に不安がある	②学校生活の不安	③集団生活や学校が苦手
中学校	1 気力がわかない	①気力がわかず何となく登校しない	②集団生活や学校が苦手	③生活習慣の乱れ
	2 友人関係をめぐる問題（いじめ除く）	①登校に不安がある	②友達関係	③集団生活や学校が苦手
	3 学業の不振	①学業不振	②気力がわかず何となく登校しない	③登校に不安がある

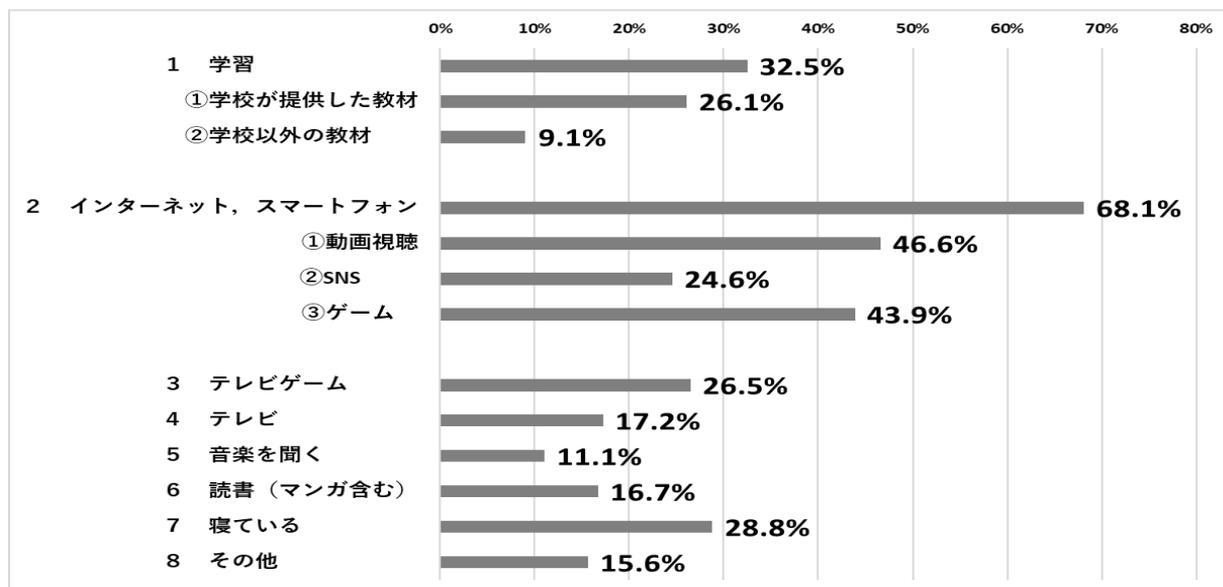
- 小学校で「気力がわかない」がきっかけで不登校になった児童が多く、「気力がわかず何となく登校しない」「生活習慣の乱れ」「家庭の状況」が要因で不登校が継続している。
- 中学校では「気力がわかない」がきっかけで不登校になった生徒が多く、「気力がわかず何となく登校しない」「集団生活や学校が苦手」「生活習慣の乱れ」が要因で不登校が継続している。

(2) 家庭での過ごし方 ※学校がある昼の時間帯に主に何をしているか。（3つまで選択可）

【小学校】



【中学校】

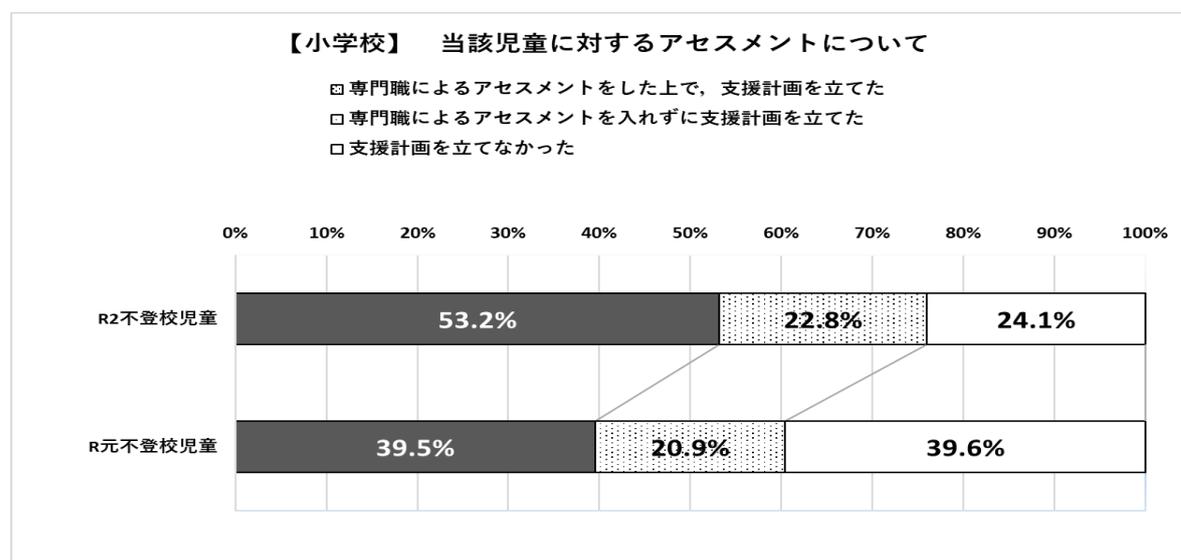


- 小中学校ともに、インターネット、スマートフォンが最も多い。
- 小中学校ともに、学習している割合が約30%、昼の時間帯に寝ている割合が約25%である。

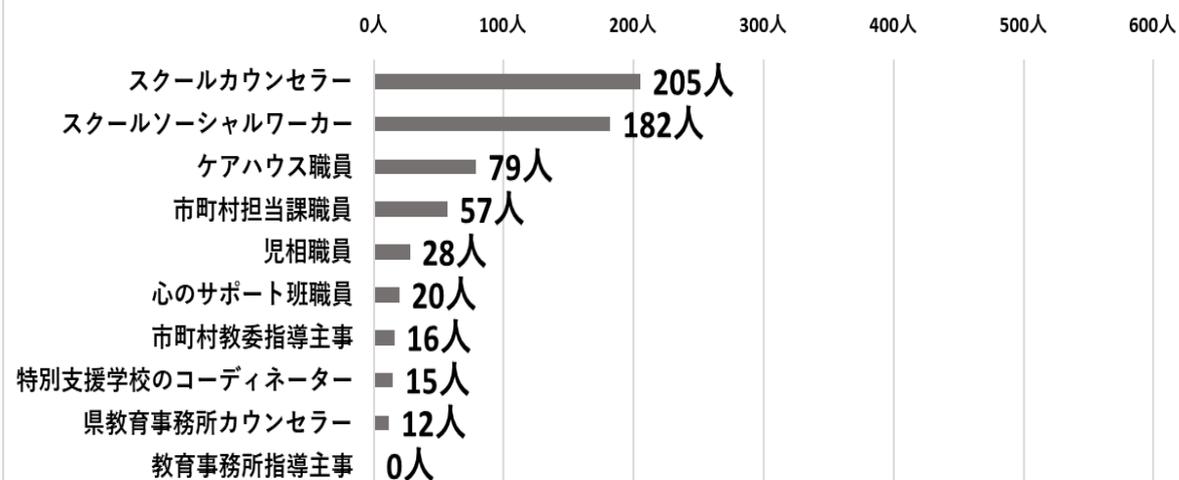
(3) 不登校児童生徒に対するアセスメント（見立て）について

- アセスメントに基づいて支援計画を立てた割合は、小学校が76.0%、中学校は、75.5%である。その内、専門職によるアセスメントを基に支援計画を立てた小学校が53.2%、中学校は56.5%である。
- 専門職の内訳は、スクールカウンセラーが最も多く、小学校では205名、中学校では542名、スクールソーシャルワーカーは、小学校で182名、中学校では360名が支援計画作成に関わった。その他の専門職として、みやぎ子どもの心のケアハウス職員や市町村担当課職員などが挙げられた。

【小学校不登校児童】(694人中)



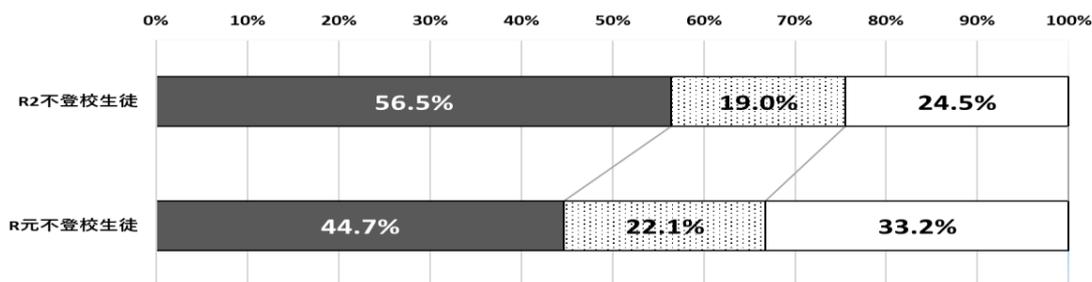
【小学校】 アセスメントに関わった専門職（複数回答）（人）



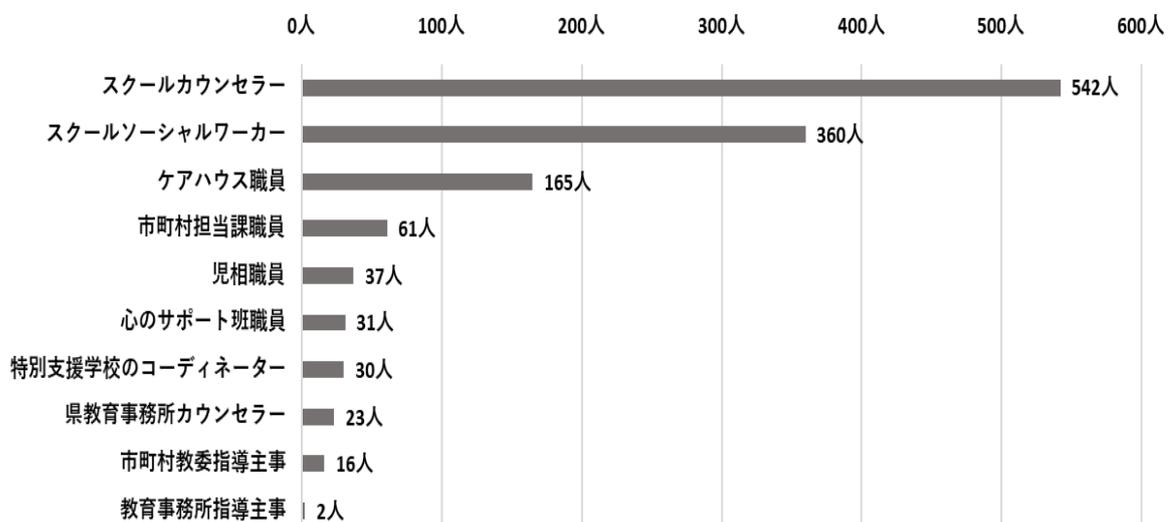
【中学校不登校生徒】（1,502人中）

【中学校】 当該生徒に対するアセスメントについて

- 専門職によるアセスメントをした上で、支援計画を立てた
- 専門職によるアセスメントを入れずに支援計画を立てた
- 支援計画を立てなかった

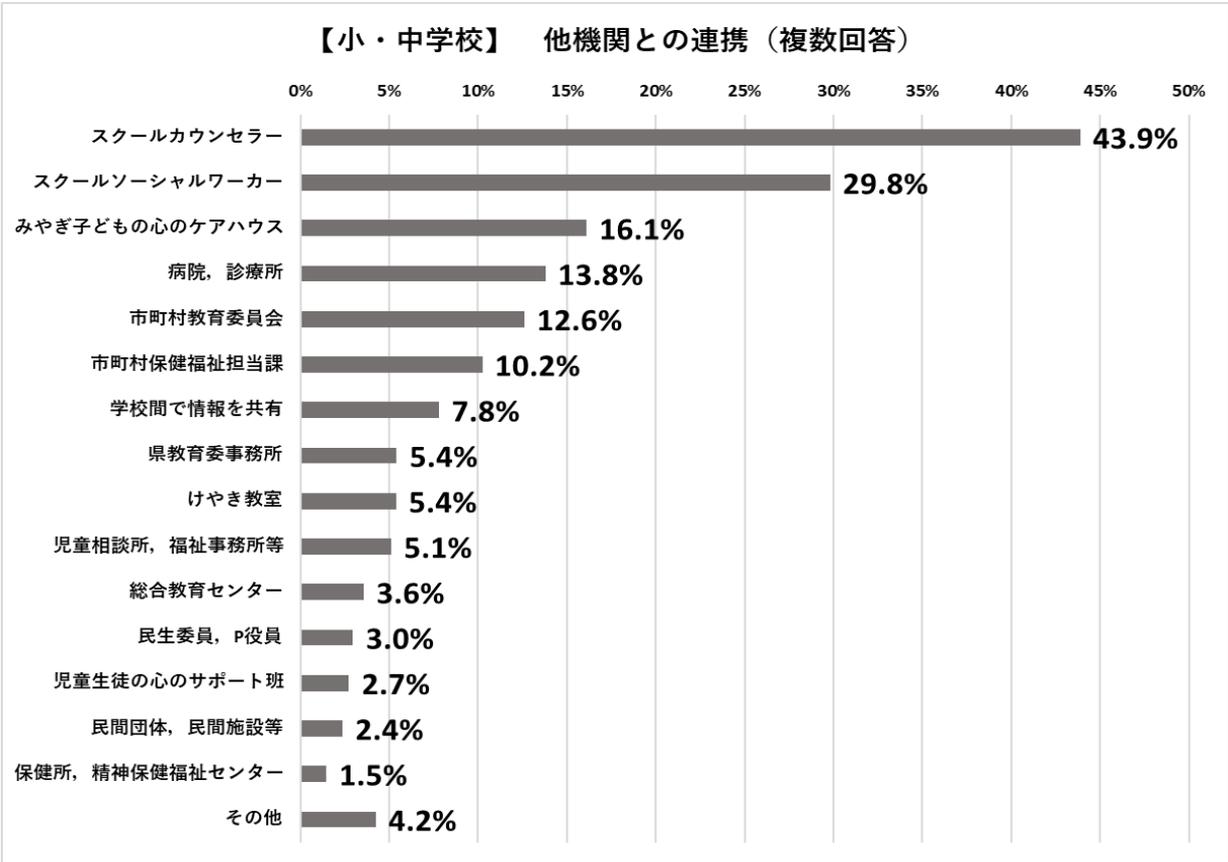
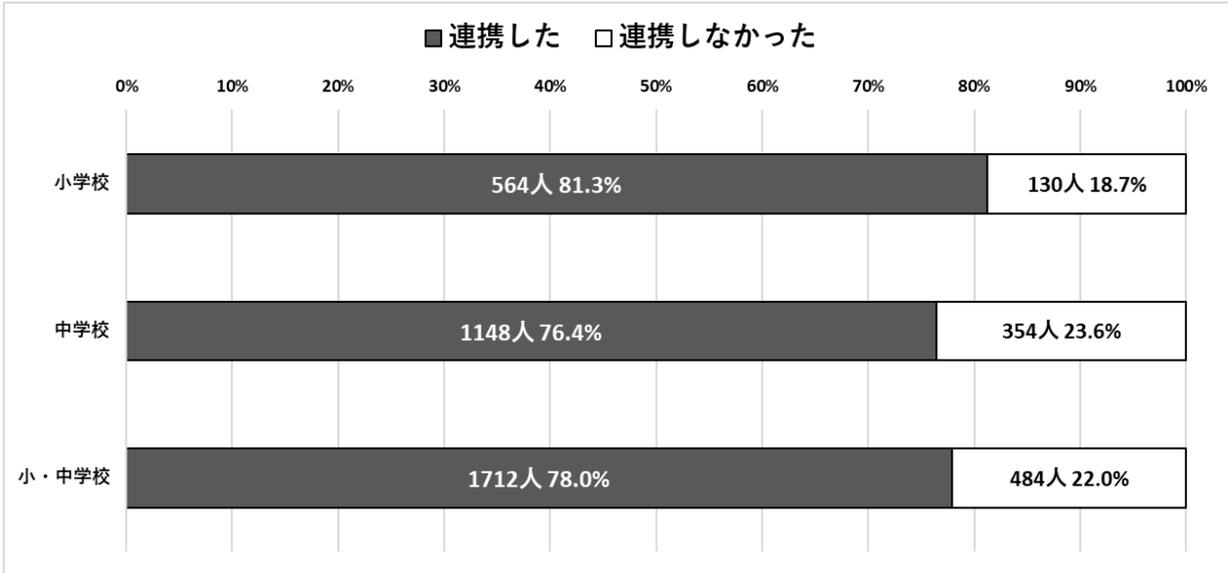


【中学校】 アセスメントに関わった専門職（複数回答）（人）



(4) 学校における他機関等との連携について

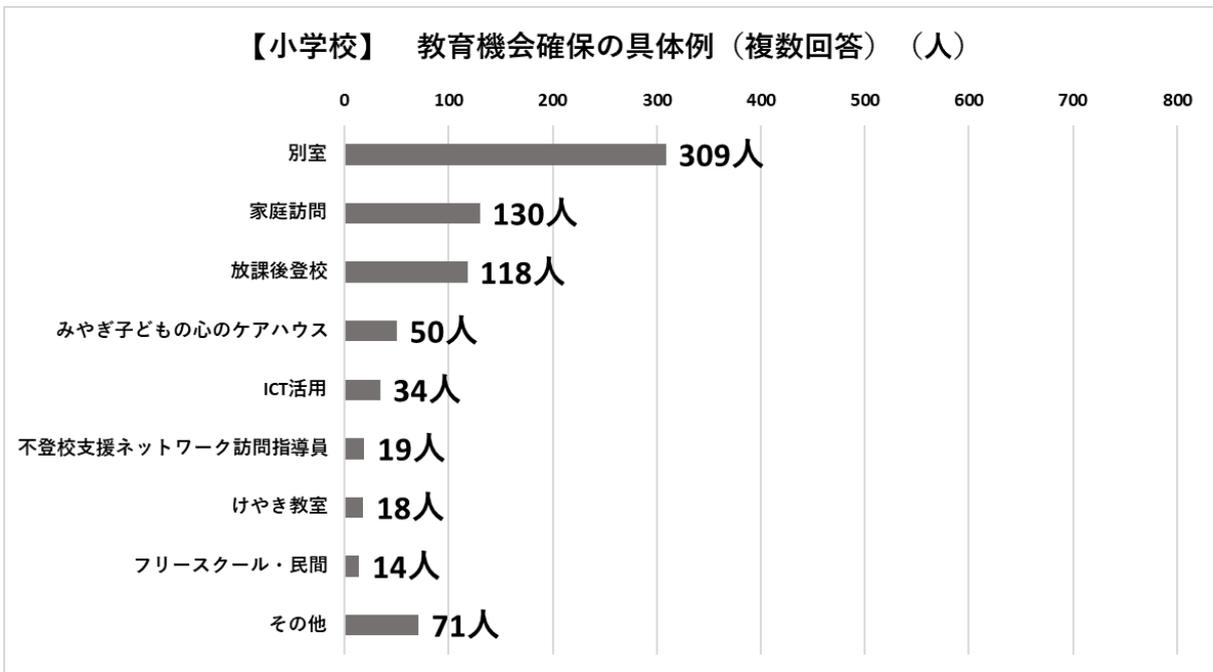
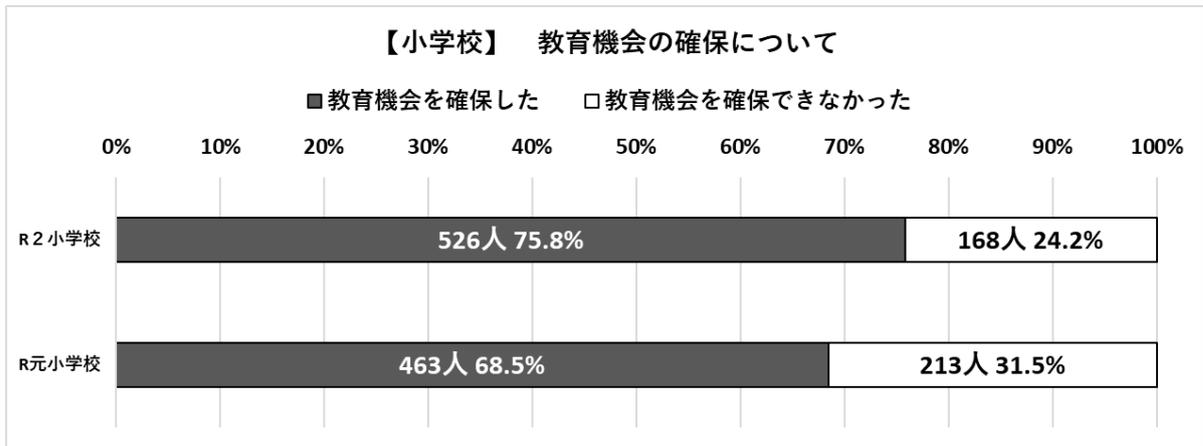
- 小学校不登校児童694人中、学校が他機関等と連携していたのは564人(81.3%)。連携していなかったのは130人(18.7%)である。
- 中学校不登校児童1,502人中、学校が他機関等と連携していたのは1,148人(76.4%)。連携していなかったのは354人(23.6%)である。
- 小学校及び中学校不登校児童生徒の他機関等との連携先の上位は共に「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」「みやぎ子どもの心のケアハウス」である。

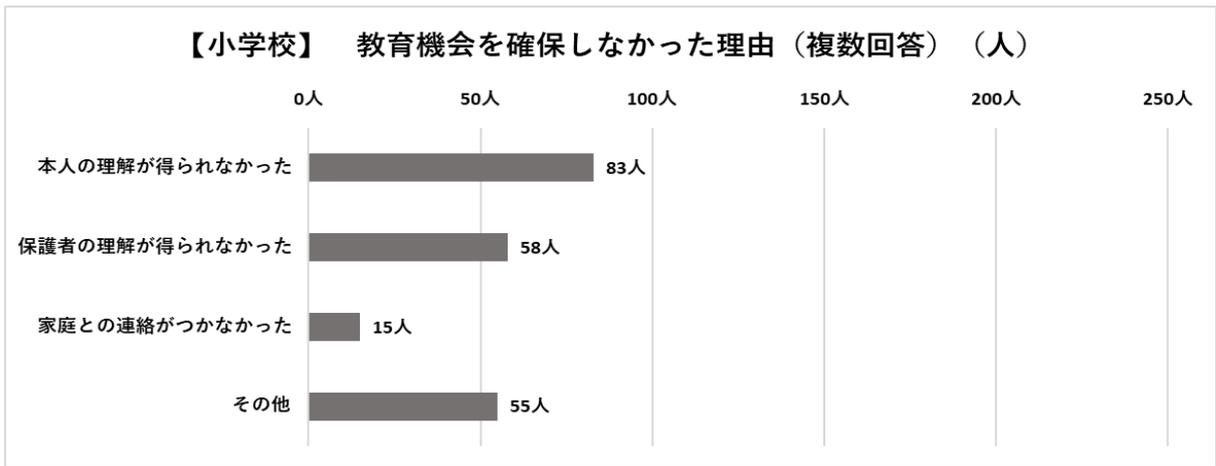


(5) 教育機会確保法に基づく、多様な教育機会の確保について

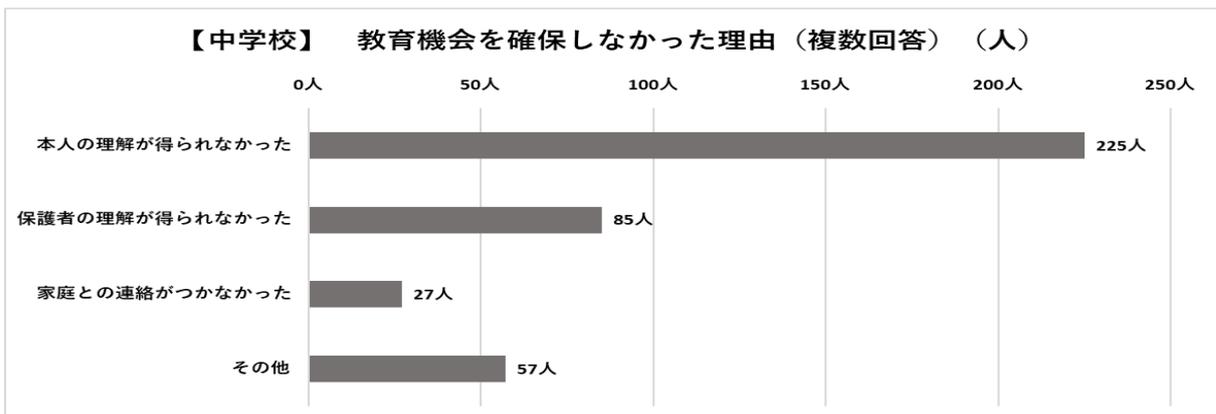
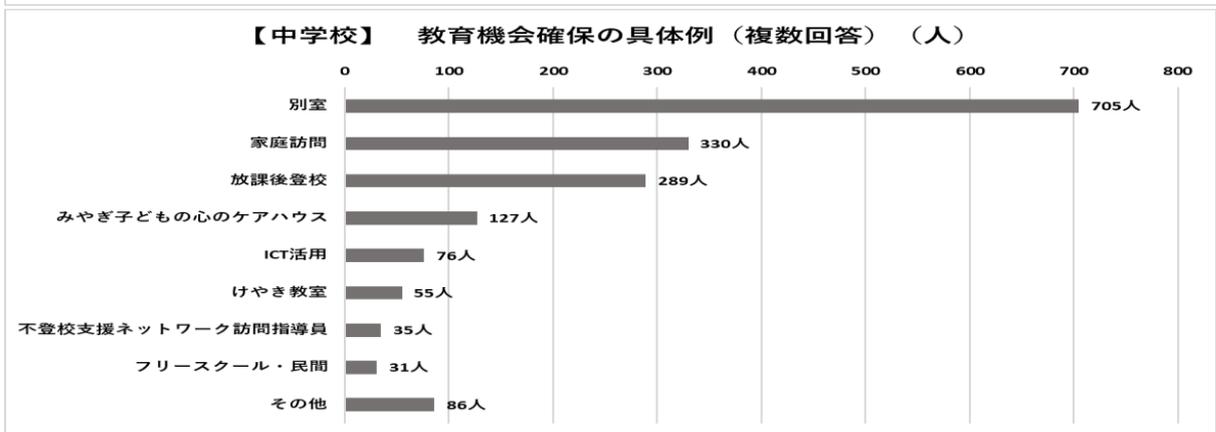
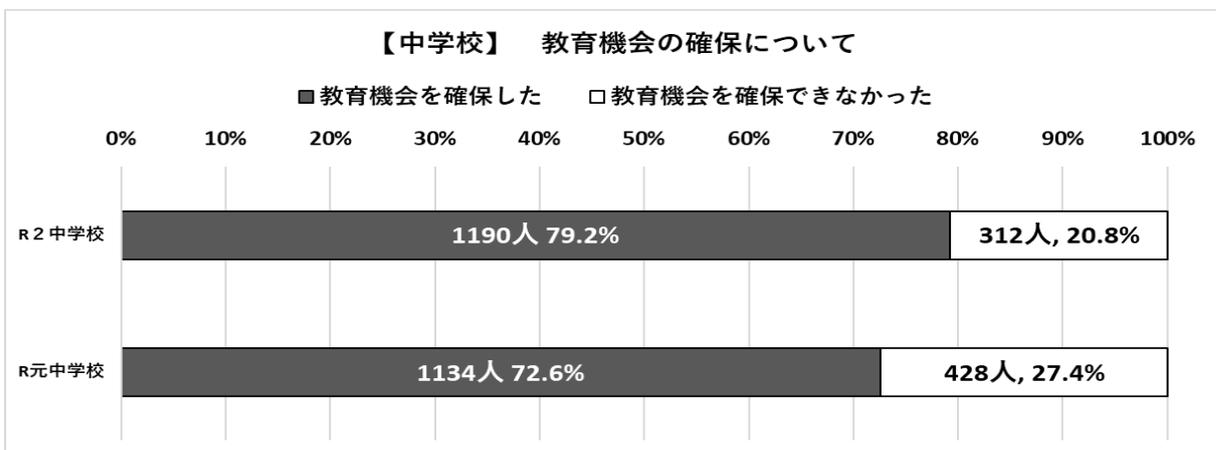
- 小学校では、75.8%の児童の教育機会が確保されており、具体例としては別室での学習が最も多く、次いで家庭訪問や放課後登校が挙げられる。「その他」としては、「登校したときに授業に出ていた」などが多かった。
- 中学校では、79.2%の生徒の教育機会が確保されており、具体例としては、小学校同様、別室での学習が最も多く、次いで家庭訪問や放課後登校が挙げられる。その他としては、「登校したときに授業に出ていた」などが多かった。
- 小中ともに、確保できなかった理由としては、「本人の理解が得られなかった」が最も多い。

【小学校】



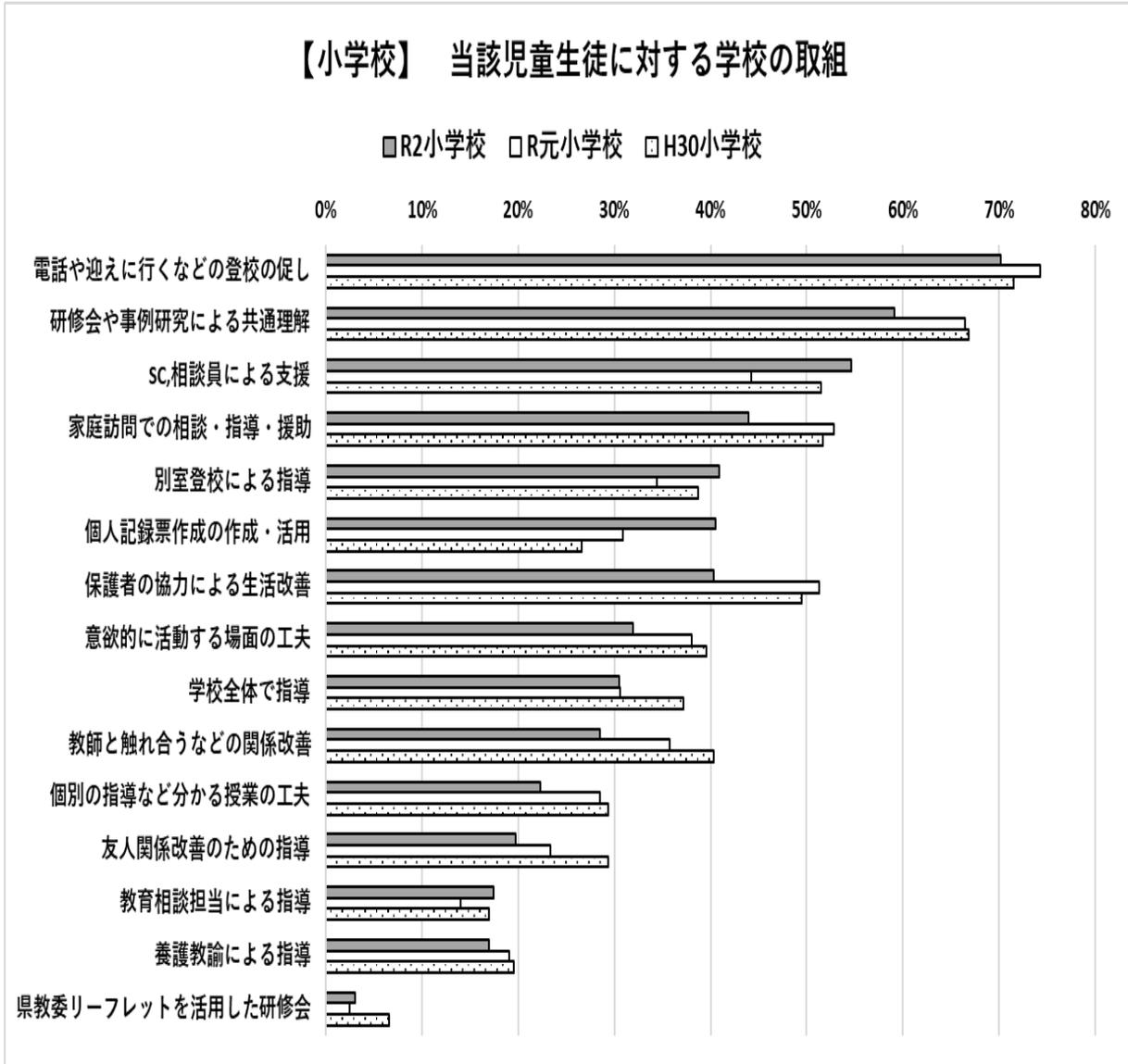


【中学校】

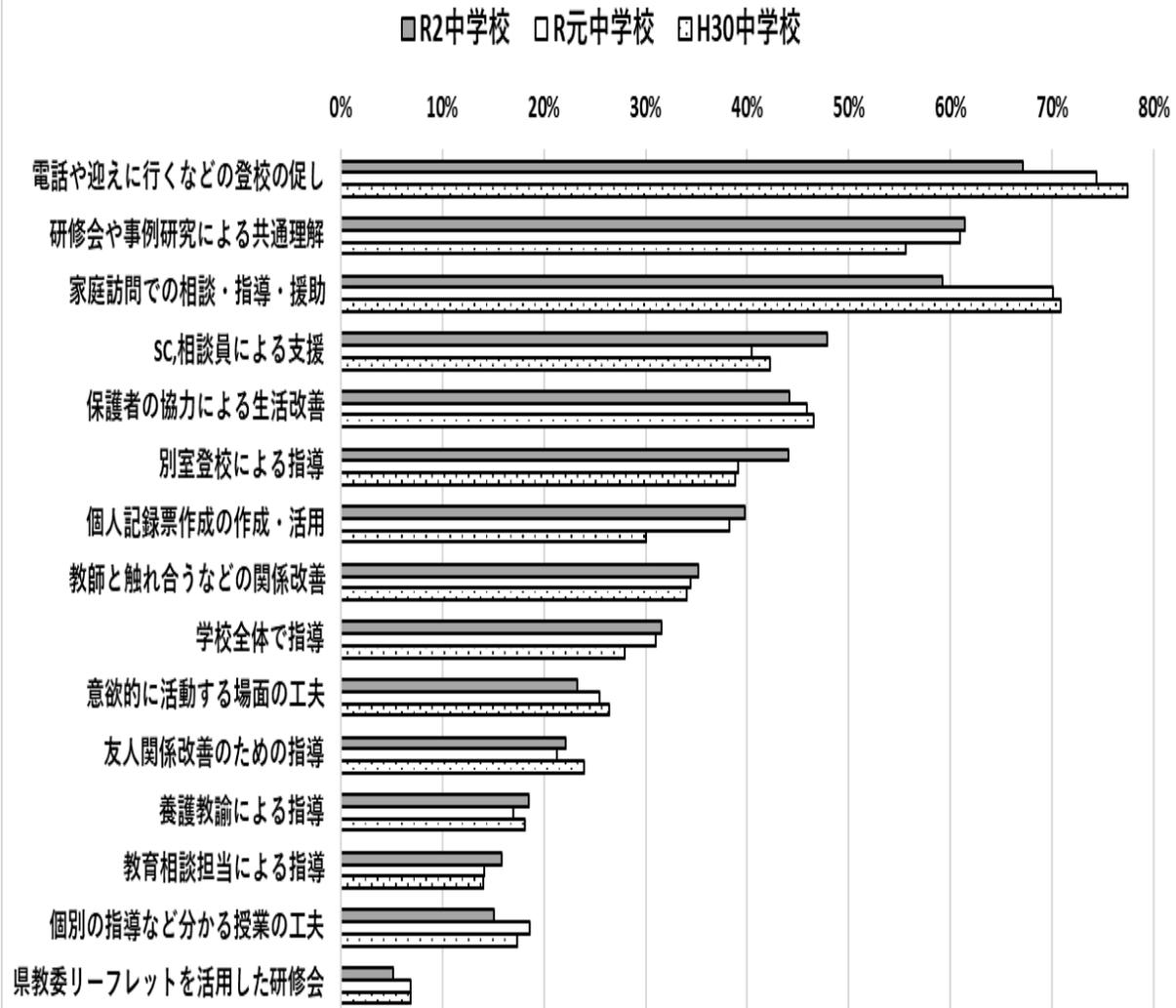


(6) 校内での取組について

- 小学校では、電話や迎えに行くなどの登校を促しているが70.2%と最も多く、研修会や事例研究を通じて全教師の共通理解を図ったが次に多かった。
- 中学校では、生徒に対して電話や迎えに行くなどの登校を促しているが67.1%と最も多く、研修会や事例研究を通じて全教師の共通理解を図ったが次に多かった。
- 小中ともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員の支援、別室登校による支援が増えている。また、個票の活用も徐々に増えてきている。



【中学校】 当該児童生徒に対する学校の取組



令和3年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果について

1 目的	生徒の学力状況と学習、生活、「志教育」に関する意識等について調査分析し、各学校における学習指導の取組、本県の学力向上施策の改善に役立てる。
2 調査項目	教科に関する調査（国語、数学、英語）： 2学年 質問紙調査： 1・2学年
3 調査対象	公立（県立、仙台市立、石巻市立）高校1年生12,773人、2年生13,062人
4 実施期間	令和3年7月1日（木）～7月8日（木）

※（ ）内は令和元年度の正答率

5 学力状況調査結果の概要（2学年）		共通問題正答率
国語	<ul style="list-style-type: none"> ○言語事項においては、同音異義語の使い分けや日常生活で触れる機会が少ない漢字の読み書き、ことわざ・慣用句、敬語等についての理解など、基礎的・基本的な知識の定着が不十分である。 ○現代文では、文脈や語句の意味を踏まえて内容を正しく理解する力や文章全体の構成や展開を的確に捉えて読む力が不足している。 ○古典では、基礎的・基本的な知識を活用して、内容を的確に読み取る力が不足している。 	56.8 (53.6)
数学	<ul style="list-style-type: none"> ○絶対値、二次関数のグラフ、正弦定理・余弦定理、箱ひげ図など、基本的な用語の意味や知識・技能が定着していない分野がある。正しく計算する力や知識を活用する力が不足している。 ○問題の条件を正しく読み取る力や、複数の視点から問題を考察する力が不足している。 ○条件を正しく読み取り、問題解決に向けて筋道を立てて立式するなど、数学的に表現・処理する力が不足している。 ○グラフや図、情報からその特徴を正しく読み取る力や、そこから得た情報を活用して課題を解決する力が不足している。 	47.5 (41.6)
英語	<ul style="list-style-type: none"> ○まとまった量の英語を聞き、話の展開や話し手の意図を把握しながら必要な情報を聞き取る力、概要や要点を的確に捉える力が不足している。 ○基礎的・基本的な文法や語彙・表現については定着はみられるが、高校で学習する文法や語彙、表現を正しく運用する力が不足している。 ○英語の資料から目的に応じて必要な情報を検索し、それらを統合して思考・判断する力が不足している。 ○まとまった量の英文から必要な情報を読み取り、目的に応じて概要や要点を整理する力が不足している。 	41.8 (52.6)

6 意識調査結果の概要（1学年・2学年）

学習	<ul style="list-style-type: none"> ○平日に1日2時間以上学習する生徒の割合は、1学年で17%、2学年で14%程度である。 ○自分の考えを发表或し、集団で話し合ったりする時間がある授業ほど、生徒の授業理解度や各教科の正答率が高い傾向にある。 ○家庭学習での悩みとして「集中できない」と回答した割合が最も多く、そのうち約半数が平日最も時間をかけていることとして、スマートフォン等でのゲームや動画視聴、情報収集を挙げている。
生活	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣や体調管理について、75～90%程度の生徒が安定的な生活を送っている。 ○1学年では80%、2学年では75%程度の生徒が、学校生活に充実感や満足感を感じている。
志教育	<ul style="list-style-type: none"> ○「志教育」の3つの視点に関する意識については、概ね良好な状況である。 ○「自分の個性や適性が分かっている」については、肯定的な回答の割合は70%程度だが、「個性や適性をどう生かすかイメージできている」については肯定的な回答の割合は40%程度にとどまった。 ○90%程度の生徒が、自分の役割に責任を持って行動していると回答した。

7 学力向上に向けた今後の取組

各学校	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の学力状況の把握と授業改善の推進 ○家庭学習時間の確保 ○「志教育」の推進、多様な学習機会の提供 ○家庭と学校との連携 	県教委	<ul style="list-style-type: none"> ○全県的な学力傾向の把握 ○学力向上施策の推進 ○教員の資質向上 ○新学習指導要領の趣旨の周知
-----	---	-----	--

令和4年度県立中学校入学者選抜に係る
新型コロナウイルス感染症等への対応について

1 受検生本人が新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定された場合

受検生の状況		受検対応	配慮申請
感染症罹患者	検査日前日時点で退院又は待機解除されていない。		
濃厚接触者 ^{※1}	① 以下の項目に1つでも該当する場合 <input type="checkbox"/> 初期スクリーニング検査 ^{※2} により陰性が確認されていない（未検査である場合も含む）。 <input type="checkbox"/> 37.5℃以上の発熱症状がみられる。 <input type="checkbox"/> 微熱、咳、鼻水等の症状がみられる。	受検できない	【様式Ⅱ-3】 調査書による選抜 （特例措置）
	② 以下の項目の全てに該当する場合 <input type="checkbox"/> 初期スクリーニング検査の結果、陰性であること。 <input type="checkbox"/> 検査日当日も無症状であること（別紙「健康状態チェックリスト」を記入し、検査日当日に持参すること。）。 <input type="checkbox"/> 検査日当日、公共交通機関を利用せず、検査会場に自動車等で往復できること。	受検できる	【様式Ⅱ-3】 別室受検

※1 濃厚接触者：保健所より濃厚接触者に特定された者

※2 初期スクリーニング検査：自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査）

2 受検生本人が新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定されていない場合

受検生の状況		受検対応	配慮申請
発熱等の症状がない者			【申請なし】 通常受検 ^{※3}
発熱等の症状がある者	インフルエンザに罹患している。	受検できる	【様式Ⅱ-3】 別室受検
	インフルエンザ様症状又は微熱、咳、鼻水等の諸症状がある。		
海外帰国者	検査日が入国後14日間の待機期間にあたる、令和3年12月25日以降に帰国した者。	受検できない	【様式Ⅱ-3】 調査書による選抜 （特例措置）

※3 適性検査の受検に際し、新型コロナウイルス感染症罹患者が確認された小学校長から、「新型コロナウイルス感染症に対する精神的不安」を理由に配慮申請があった場合、当該中学校長は、県教育委員会教育長と協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、該当する受検生の別室受検を認めることとする。

3 調査書による選抜（特例措置）又は別室受検の申請について

調査書による選抜（特例措置）又は別室での受検対応を必要とするときは以下のように対応する。

- (1) 1月6日（木）までに、感染又は濃厚接触であることが確認された場合
 - イ 保護者は、調査書による選抜又は別室受検の希望を、小学校へ電話で連絡する。
 - ロ 小学校は、配慮申請書（様式Ⅱ-3）を作成し、出願先中学校へ提出する。
- (2) 1月7日（金）までに、感染又は濃厚接触であることが確認された場合
 - イ 保護者は、調査書による選抜又は別室受検の希望を、小学校へ電話で連絡する。
※1月7日（金）午後5時以降に判明した場合には、(3)と同じ対応をとるものとする。
 - ロ 小学校は、出願先中学校へ午後5時までに電話で連絡する。
 - ハ 小学校は、1月11日（火）に配慮申請書（様式Ⅱ-3）を、出願先中学校へ提出する。
- (3) 1月8日（土）午前8時30分までに、感染又は濃厚接触であることが確認された場合、又は発熱症状（インフルエンザ罹患・インフルエンザ様症状）が見られた場合
 - イ 保護者は、調査書による選抜又は別室受検の希望を、出願先中学校へ午前8時30分までに電話で連絡する。
 - ロ 保護者は、出願先中学校へ上記イの連絡をした旨を、小学校へ1月11日（火）に電話で連絡する。
 - ハ 小学校は、配慮申請書（様式Ⅱ-3）を作成し、1月12日（水）までに、出願先中学校へ提出する。

4 検査会場となる県立中学校・高等学校における対応について

- (1) 事前準備について
生徒・教職員に感染者が出る等の不測の事態が生じた場合、検査会場を消毒する等の対応が必要となる。1月8日（土）の検査を円滑に実施するために、1月6日（木）に会場準備を行い、7日（金）は臨時休業として生徒を登校させず、不測の事態に対応できるようにする。
- (2) 検査前に生徒・教職員の感染及び濃厚接触者が確認された場合
 - イ 当該県立中学校・高等学校内の消毒等を徹底し、予定どおり入学者選抜を実施する。
 - ロ 校長が感染した場合は、副校長がその職務を代行し、また、校長及び副校長が感染した場合は、教育委員会から職員を派遣し、その職務を代行することで、円滑に入学者選抜が実施できるよう措置する。
 - ハ 教職員の感染者が複数に及んだ場合は、教育委員会から職員を派遣し、その業務を代行することで、円滑に入学者選抜が実施できるよう措置する。

5 円滑な県立中学校入学者選抜の実施に向けた対応について

- (1) 児童及び当該県立中学校・高等学校教職員は、マスクの着用やうがい、手洗いの励行等、新型コロナウイルス感染症予防を徹底すること。
- (2) 検温の結果については、前日から別添「体温報告書」に記録し、受検をする県立中学校に検査日当日に提出する。
- (3) 受検の前から継続して発熱・咳等の症状がある場合は、あらかじめ医療機関を受診すること。
- (4) 児童や当該県立中学校・高等学校教職員に感染が確認された場合は、速やかに県教育委員会（高校教育課）に報告し、対応を協議することとする。
- (5) 発熱、咳等がある当該県立中学校・高等学校教職員は勤務を控え、速やかに医療機関を受診させる等、新型コロナウイルス感染症予防に万全を期すこととする。

6 その他

- (1) 調査書等の取扱いについては、以下のとおりとする。

・出席日数や学習評価の内容等の記載により、不利益を被ることがないように配慮する。
・スポーツ・文化関係の行事、大会の実績や、資格・検定試験等について参加できなかったことのみをもって不利益を被ることがないように配慮する。
(上記の取扱いは、昨年度と同様)

- (2) 「受検上の配慮申請書（様式Ⅱ-3）」、「適性検査前日から当日までの発熱症状対応フロー図」、「体温報告書」については、高校教育課のホームページ (<https://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jigyou/kyo-r4senbatu.html>) からダウンロードすることができる。

(別紙) このチェックリストは「受検可能な濃厚接触者」のみが提出するものです。

令和4年度宮城県立中学校入学者選抜用健康状態チェックリスト

令和4年1月 日

出願先 中学校名	中学校	受検番号	
小学校名		受検者氏名	
		保護者氏名 (確認者氏名)	

- 確認項目のチェック欄は、受験者本人が記入したものを、保護者（確認者）が必ず確認し、保護者（確認者）氏名を自筆してください。

確認項目 A	確認結果	
初期スクリーニングの結果陰性が確認されている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

注：海外からの入国者については、入国前の検査について記入すること。

確認項目 B	確認結果	
① 発熱の症状(37.5度以上)がある。 検温結果【 . 度】	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
② 息苦しさ(呼吸困難)がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
③ 強いだるさ(倦怠感)がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
④ 味を感じない(味覚障害がある)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
⑤ においを感じない(嗅覚障害がある)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
⑥ 咳の症状が続いている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
⑦ のどの痛みが続いている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
⑧ その他の体調不良がある(症状:)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
⑨ 過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われかつその疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
⑩ 入学者選抜に伴い海外から一時帰国・入国等をする者で日本入国後14日間を経過していない*	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

注：⑩については、海外からの帰国・入国に該当しない場合はチェックする必要はありません。

<ul style="list-style-type: none">・確認項目 A, B の該当する項目すべてに☑を記入してください。・確認項目 A が「いいえ」又は確認項目 B で「はい」が1項目以上該当する場合には、本日の検査を受検することはできません。・確認項目 A が「はい」でありかつ確認項目 B がすべて「いいえ」の場合にこの用紙を受付に提出してください。海外からの帰国者以外は確認項目 B ⑩に記入していなくともよい。
--